

申出者等について

申出者は原則「生活保護を受けていた時の世帯主」になります。

生活保護受給中に世帯主が変更となった場合は、生活保護廃止時点の世帯主が申出者となります。

「当時の世帯主が死亡等で申出困難な状況の場合」は、
当時、同一世帯で生活保護を受給していた世帯員が申出権者 となります。

申出権者(当時の世帯員)が複数いる場合は、
下表のとおり申出者の順位があります。

順位	世帯主との関係
第1位	配偶者（事実婚にある者を含む）
第2位	子
第3位	父母
第4位	孫
第5位	祖父母
第6位	兄弟姉妹
第7位	ひ孫
第8位	甥・姪
第9位	第1位～第8位に含まれない当時の世帯員

※同一順位の方が複数いる場合は、代表の方が申し出を行ってください。

申出権者による申出が困難な場合は、申出権者の代わりに
下記の方が代理で申出手続きをすることができます。

- ◆ 現在、申出権者と同じ世帯に属する世帯員 ※当時は同一世帯員でなかった方
- ◆ 法定代理人 ※成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人 等
- ◆ 親族や本人の身の回りの世話をしている施設等の職員 等

※「申出権者」からの委任状が必要となります。(法定代理人の場合は不要)
※追加給付振込先の口座の名義は、申出権者のものであることが必須です。